

○死傷者多数事案発生時における被害者支援活動実施要領

平成16年4月14日

務 第 1 0 2 7 号

警 察 本 部 長

死傷者多数事案発生時における被害者支援活動実施要領の制定について（通達）

死傷者多数事案が発生した際に、組織的かつ総合的な被害者支援活動を迅速・的確に行うため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成16年4月14日から実施するので、運用上誤りがないようにされたい。

別添

死傷者多数事案発生時における被害者支援活動実施要領

第1 趣旨

この要領は、死者がおおむね5人以上又は死傷者がおおむね10人以上の事件・事故等（以下「死傷者多数事案」という。）の発生時における被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）への組織的かつ総合的な支援に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事案

死傷者多数事案のうち、その内容、被害者等の状態、社会的反響等を総合的に勘案して、警察本部長が被害者等に対する組織的かつ総合的な支援が必要と認めるものとする。

第3 事案発生時の報告

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、死傷者多数事案が発生したときは、直ちに、事案概要について警務部長を経て警察本部長に報告するものとする。ただし、突発重大事案発生時の初動措置要綱（平成8年埼例規第29号・務・備。以下「初動措置要綱」という。）に基づき、総合対策本部及び現地指揮本部（以下「総合対策本部等」という。）が設置されたときは、この限りでない。

第4 被害者支援本部等の設置

警察本部長は、第3の報告を受けた事案が対象事案に該当すると認めたときは、次により警察本部に被害者支援本部を、対象事案の発生地を管轄する警察署、高速道路交通警察隊又は被害者支援に適した場所に現地対策室を設置するものとする。

なお、初動措置要綱に基づき総合対策本部等が設置されたときは、総合対策本部等の体制の中で被害者支援活動が行われることから、初動措置要綱第7の規定により捜査本部が開設され、総合対策本部等の被害者支援に係る体制が捜査本部に移行された後に、被害者支援本部及び現地対策室を設置するものとする。

- (1) 被害者支援本部に被害者支援本部長及び被害者支援副本部長を置き、被害者支援本部長に警務部長を、被害者支援副本部長に警務部警務課長をもって充てる。
- (2) 現地対策室に現地対策室長を置き、警務部警務課犯罪被害者支援室長をもって充てる。
- (3) 被害者支援本部に本部連絡班を、現地対策室に現地指揮班、被害者支援班及び後方支援班を置き、初動措置要綱第3に規定する部隊編成表により編成された被害者支援

隊員（以下「特別被害者支援要員」という。）をもって編成する。

- (4) 被害者支援本部及び現地対策室の任務は、被害者支援本部及び現地対策室任務一覧表（別表）のとおりとする。

一部改正〔平成20年第2725号〕

第5 特別被害者支援要員の招集等

1 特別被害者支援要員の招集

被害者支援本部長は、被害者支援本部及び現地対策室を設置したときは、総合対策本部等が設置され既に必要な特別被害者支援要員が招集されている場合を除き、被害者等に対する支援に必要な特別被害者支援要員を、被害者支援本部及び現地対策室に招集するものとする。

2 招集の基準

前記1の場合において、被害者支援本部長は、事案の規模、態様等を勘案し、初動措置要綱に基づき定められた所属別差し出し基準に準じて特別被害者支援要員を招集するものとする。

3 被害者支援車両保有署の措置

被害者支援車両を保有する警察署長は、被害者支援本部長の要請があった場合は、現地対策室に当該車両を貸し出すとともに、運転員を派遣するものとする。

4 特別被害者支援要員の運用期間

特別被害者支援要員の運用期間は、2週間とする。ただし、事案の内容、被害者等の状況等を踏まえ、運用期間を短縮し、又は延長することができる。

一部改正〔平成20年第2725号〕

第6 署長等の措置

署長等は、対象事案における被害者支援について、被害者支援本部長の統制に従い、迅速かつ適切な被害者支援を実施するとともに、警部以上の幹部1人を指定し、被害者支援本部との連絡に当たらせるものとする。

第7 捜査本部との連携

被害者支援本部と捜査本部とは、相互に連携し、被害者支援活動及び捜査活動に支障を来たすことのないよう十分配慮するものとする。

第8 被害者支援本部の解散

1 解散の時期

被害者支援本部長は、被害者支援本部による被害者支援を継続する必要がなくなったと認める場合は、主管部長及び署長等と協議の上、被害者支援本部を解散するものとする。

2 引継ぎ等

被害者支援本部長は、被害者支援本部を解散する場合、主管部長及び署長等へ被害者支援に関する必要な事項を引き継ぎ、被害者支援本部解散後においても、主管部長及び署長等と緊密な連携の下、被害者支援に支障のないように努めるものとする。

第9 報告

1 日報

現地対策室長は、必要と認める場合は、特別被害者支援要員に特別被害者支援要員日報（別記様式1）を作成させ、現地対策室長に報告させるものとする。

2 活動日誌

現地対策室長は、現地対策室活動日誌（別記様式2）を作成し、被害者支援本部長に報告するものとする。

第10 特別被害者支援要員に対する指導教養の実施

警務部警務課犯罪被害者支援室長は、特別被害者支援要員に対して、随時、被害者支援活動に必要な指導教養を実施するものとする。

一部改正〔平成20年第2725号〕

第11 庶務

被害者支援本部に関する庶務は、警務部警務課犯罪被害者支援室において処理する。

一部改正〔平成20年第2725号〕

実施日

この通達は、平成16年4月14日から実施する。

実施日（平成20年9月30日務第2725号）

この通達は、平成20年10月1日から実施する。

【別表及び別記様式省略】